

鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月18日（金）第3265号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 平成28年熊本地震による被災者に係る県税の納期限等延長の期日の指定（2件）
（税務課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（4件）
（森づくり推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
（介護福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退
（障害福祉課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更
（農地整備課取扱い） 4
- 基本測量の終了
（監理課取扱い） 5
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）
（監理課取扱い） 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
（砂防課取扱い） 5
- 都市計画下水道事業の認可
（都市計画課取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 6
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告
（建築課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第999号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、平成28年5月31日鹿児島県告示第571号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来するもの（法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税に限る。）について、平成28年11月30日とする。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

指定地域

八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町及び苓北町

鹿児島県告示第1000号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、平成28年5月31日鹿児島県告示第571号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、平成28年4月14日から同年12月15日までの間に到来するもの（法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税に限る。）について、平成28年12月16日とする。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

指定地域

熊本市，西原村，南阿蘇村，御船町及び益城町

鹿児島県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市東郷町山田字櫻ヶ段1639番1，1643番4，字塔ノ尾1646番2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1002号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番12

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字鍋段3911番1，字飯田ヶ平5656番1
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字小兎ヶ尾3975番3
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はるびゅうクリニック通所リハビリテーション	曽於郡大崎町野方6045番地1	医療法人玲心会	曽於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	平成28年9月2日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はるびゅうクリニック通所リハビリテーション	曽於郡大崎町野方6045番地1	医療法人玲心会	曽於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	平成28年9月2日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第1007号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリ専門デイサービスひゅもりの和	始良郡湧水町木場29-1	合同会社リハケアヘブン	始良市西餅田字塩入3993番1	田底 弘樹	平成28年11月4日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1008号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
南さつま市野間池診療所	南さつま市笠沙町片浦14895番地	平成28年10月24日	精神通院医療

鹿児島県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二阿権地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年11月21日から同年12月19日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第1010号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年4月19日鹿児島県告示第458号で告示した基本測量の実施は、平成28年10月26日終了した旨の通知があった。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1011号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成28年11月18日から施行し、同日以後に契約書の案が契約担当者に提出され、及び締結される建設工事の契約（同年4月1日から同年11月17日までの間に締結され、又は同月18日前に契約書の案が契約担当者に提出され、及び同日以後に締結された契約を変更する契約（前払金を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することを目的とするものに限る。）を含む。）について適用する。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

建設工事請負契約書第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

鹿児島県告示第1012号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区 域
モマ次郎1地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2714番2
	2号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2714番6
	3号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2696番1
	4号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2696番2
	5号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2696番3
	6号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2695番
	7号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2716番
	8号 薩摩郡さつま町求名字八女2722番2
	9号 薩摩郡さつま町求名字モマ次郎2715番1

鹿児島県告示第1013号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により，都市計画事業を認可したので，次のとおり告示する。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成28年11月18日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分

南さつま市大字加世田地頭所字西牟田，字市口，字中島，字玉川及び字大坊，大字加世田川畑字杉本寺尻，字井尻，字井穴，字上加世田及び字杉本寺，大字加世田武田字皮作古川，字平田，字瀬戸ノ口，字下鴻巣，字尼ヶ城，字下古川，字大坊下，字越ヶ迫口，字越ヶ迫，字山下小路，字下中鴻巣，字下上鴻巣，字上鴻巣，字城之山，字柿本小路，字社附及び字八反掘，大字加世田白亀字上村及び字越ノ迫，加世田麓町，加世田本町，加世田東本町並びに加世田地頭所町地内

鹿児島地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年11月18日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所いいこえん	日置市伊集院町飯牟礼908番地17	オフィスHT合同会社	日置市伊集院町飯牟礼908番地17	濱川 智子	平成28年11月1日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年11月18日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
りんりん	霧島市隼人町姫城一丁目134番2	社会福祉法人若鮎会	霧島市隼人町松永1431番地	小城 堅	平成28年9月10日	児童発達支援・放課後等サービス

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市溝辺町麓字麓原1436番1及び1438番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市中央町18番地1
南国交通株式会社
代表取締役 伊地知司